

○独立行政法人住宅金融支援機構役員報酬規程

〔平成19年4月1日  
住機規程第28号〕

令和5年12月5日 住機規程第50号改正

(適用)

第1条 独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）の役員に対する報酬等の支給については、この規程の定めるところによる。

(報酬等)

第2条 役員には、報酬（俸給、特別地域手当及び期末手当をいう。）及び通勤手当（以下これらを「報酬等」という。）を支給する。

(俸給)

第3条 俸給は、月額として、次の各号に掲げる役員に対しそれぞれ当該各号に定める額を支給する。

一 理事長	1,132,000円
二 副理事長	973,000円
三 理事長代理	929,000円
四 理事	841,000円
五 監事	761,000円

(特別地域手当)

第4条 特別地域手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）第11条の3の規定に準じて役員に対して支給する。

2 特別地域手当の月額（以下「特別地域手当月額」という。）は、俸給の月額（以下「俸給月額」という。）に、次の各号に掲げる在勤地域の区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一 東京都特別区	100分の18
二 大阪市	100分の15

(期末手当)

第5条 期末手当は、毎年6月及び12月に支給する。

2 期末手当の額は、俸給月額に100分の125を乗じて得た額、特別地域手当月額並

びに俸給月額及び特別地域手当月額の合計額に 100分の20を乗じて得た額の合計額に、一般職給与法第19条の4第2項の規定により指定職俸給表の適用を受ける職員に適用される割合及び一般職給与法第19条の7第2項第1号ロに規定する割合を合計した割合を乗じて得た額を基礎として、総務人事部の事務を担当する理事（以下単に「理事」という。）が実施細則に定める在職期間の区分に応じて定められた割合を乗じて得た額とする。

3 前項の規定による期末手当の額は、独立行政法人通則法（平成11年法律第 103号）第32条の規定による主務大臣が行う業務の実績に関する評価の結果を勘案の上、その役員の職務実績に応じ、100分の10の範囲内で理事長がこれを増額し、又は減額することができる。

4 前3項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、理事が実施細則に定める。

（新たに役員となった者及び役員を退職し、又は解任された者の報酬）

第6条 月の初日以外の日において新たに役員に任命され、又は月の末日以外の日において役員を退職し、若しくは解任された者に対する任命され、又は退職し、若しくは解任された当月分の報酬（期末手当を除く。以下この条において同じ。）については、それぞれ俸給月額及び特別地域手当月額を当該月の土曜日、日曜日及び祝日以外の日数で除して得た額に、その者が新たに役員となった日から当該月の末日に至るまで、又は当該月の初日からその者が役員を退職し、若しくは解任された日に至るまでの土曜日、日曜日及び祝日以外の日数を乗じて得た額を支給する。ただし、月の末日以外の日において死亡した役員に対する死亡当月分の報酬については、俸給月額及び特別地域手当月額の合計額を支給する。

2 前項の規定により報酬を支給する場合の報酬の支給日その他支給手続については、理事が実施細則に定める。

（通勤手当）

第7条 通勤手当は、一般職給与法第12条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する役員に対して支給する。

2 通勤手当の額は、一般職給与法第12条第2項に規定する額とする。

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じて理事が実施細則に定める

。

(報酬等の支給定日及び支払方法)

第8条 役員の報酬等の支給定日は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める日とする。

- 一 俸給及び特別地域手当 毎月20日（その日が休日（土曜日、日曜日及び祝日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日）
- 二 期末手当 その都度理事が定める日
- 三 通勤手当 支給単位期間（一般職給与法第12条第8項に規定する支給単位期間をいう。）に係る最初の月の20日（その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日）

2 役員の報酬等は、法令又は理事が実施細則に定めるものがあるときは、その役員の報酬等から控除すべき額を控除し、その残額を、通貨で直接役員に支払うものとする。

3 前2項に規定するもののほか、役員の報酬等の支給定日及び支払方法に関し必要な事項は、理事が実施細則に定める。

(端数の処理)

第9条 この規程による報酬等の計算において生じた円未満の端数の計算については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）に定めるところに準じて行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間に支給する俸給及び特別地域手当の月額並びに期末手当の額は、当該役員が受けるべきそれぞれの額から、当該それぞれの額に100分の9.77を乗じて得た額（当該額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた額とする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年6月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年3月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年2月1日から施行する。

(適用)

2 この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構役員報酬規程第3条の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年住機規程第50号) (抄)

(施行期日)

1 この規程は、令和5年12月1日から施行する。

(適用)

2 この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構役員報酬規程の規定は、令和5年4月1日から適用する。ただし、この規程の施行前に既に退職をした役員にあっては、なお従前の例による。